

●語学に関する基準

次の1および2において、ア又はイのいずれかの基準を満たしていることがおもてなしスタッフ登録の条件となります。

1 日本人の方は、次の外国語等の基準を満たしていること

ア 言語の基準については、次に該当するものとします。

言語	指標となる試験等	基準	実施団体
英語	実用英語技能検定	2級以上	日本英語検定協会
	国際連合公用英語検定	C級以上	日本国際連合協会
	TOEIC	500点以上	国際ビジネスコミュニケーション協会
	TOEFL	470点以上(PBT) 150点以上(CBT) 52点以上(iBT)	ETS
中国語	中国語検定試験	2級以上	日本中国語検定協会
韓国語	韓国語能力試験	4級以上	韓国教育財団
	ハングル能力検定試験	準2級以上	ハングル能力検定協会
フランス語	実用フランス語技能検定試験	準2級以上	フランス語教育振興協会
ドイツ語	ドイツ語技能検定試験	2級以上	ドイツ語学文学振興会
スペイン語	スペイン語技能検定試験	4級以上	日本スペイン協会
イタリア語	実用イタリア語検定試験	3級以上	イタリア語検定協会
ロシア語	ロシア語能力検定試験	2級以上	ロシア語能力検定委員会

※上記の言語のほか、他の言語も習得している場合は、登録申込書にその旨記載してください。

イ 有用な経験

海外滞在経験のある方	海外で通算1年以上同一言語を使用して生活をした経験があり、外国語による会話が堪能で外国人旅行者とのコミュニケーションを図れる方
------------	---

2 外国人の方は、次の日本語等の基準を満たしていること

ア 日本語の基準については、次に相当するものとします。

日本語	日本語能力検定	N2級以上	日本国際教育支援協会
-----	---------	-------	------------

イ 有用な経験等

その他	日本語の検定の資格はないが、日本で通算1年以上生活しており日本語が堪能で外国人旅行者とのコミュニケーションを図れる方
-----	--